

「歴史的勝利」と拳

4/15
福井

高浜原発 仮処分決定

住民や弁護団万感 大飯控訴棄却へ追い風

福井地裁が関西電力高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを命じた14日、「3・11」後、原発に「ノー」を突きつけた住民や支援者は、万感の思いで決定を受け止めた。仮処分は通常の訴訟と異なり、即時効力を持つ国内初の判断。住民らは全国レベルでの訴訟を踏まえ、「日本の原発は再稼働させない」という司法のメッセージを「坂」と戦いの旗幟を掲げた。

午後7時すぎ、福井地裁前で申立人が「司法が再稼働を止める」「司法がやっばり生きてきたと誇られた進められず、集まった支援者約300人は歴史的瞬間だと拳を突き上げた。弁護団の一人で、裁判長に北國電力高浜原発3号機（福井県）の運転差し止めを求める判決を出した井戸川一弁護士は「差し止め訴訟は再稼働を止めるための最後の砦をとり、これ



大飯の支援者が詰めかけた原告団の報告会。14午後3時40分、福井市の福井地裁。会館（木村時典撮影）

◎刊後と書真

全国訴訟勝利の力に 反対派市民ら300人集結

福井地裁が関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた仮処分決定した14日、同日裁判には関係のない約2時間前から全国の反対派市民が集まり始めた。東京電力福島第1原発事故後、全国で原発の運転差し止めに関する裁判の積み重ねがあり、「自分たちの勝利の力になる」と期待を上げた。

原告団が福井地裁の審判が最終局面に入った関西電力伊方原発（愛媛県）の運転差し止め訴訟の和田幸一原告団事務局長（62）は、松山市から駆け

高浜にとどまらぬ

脱原発を目指す有識者の団体「原子力市民委員会」座長の吉岡清九州大教授（科学技術史）は、他の産業施設と比べ原発事故の損害が格段に大きいことは、東京電力福島第1原発事故を見れば明らかだ。危険性を否定できない原発は運転すべきでなく、差し止めを認めた福井地裁の判断は適切だ。安全対策や新たな規制基準の不十分さを具体的に指摘しており、これは高浜原発だけの問題にとどまらない。電力会社や政府、原子力規制委員会は指摘を無視することなく、抜本的に基準や対策を見直す必要がある。

川内差し止め 原告団が確信

22日に仮処分を
九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の再稼働差し止めの仮処分を申し立てている住民側は、14日「科学的・理性的な判断と」を確信した。鹿児島地裁の可否の決定は22日に出される。

原告団事務局長の森永明子さんは「原告団は『脱原発も企業も福島事故の責任をとっていない中で、司法が責任を果たさうと動かれた。私たちも一歩を上げていきたい』と語った」（西脇和宏、野尻幸宏）

井戸川一弁護士

井戸川一弁護士は「脱原発訴訟は『再稼働を止める』という大きな力になる」と述べた。

- 1985年1月
 - ・高浜3号機が営業開始
 - 6月
 - ・高浜4号機が営業開始
- 2011年3月11日
 - ・東日本大震災、東京電力福島第1原発事故
 - 7月21日
 - ・4号機が定検入り、停止
 - 12年2月20日
 - ・3号機が定検入り、停止
 - 9月19日
 - ・原子力規制委員会が発足
 - 13年7月8日
 - ・原発の新規制基準施行。高浜3、4号機の審査申請
 - 14年5月16日
 - ・関電が示した基準地震動の想定を規制委が了承
 - 21日
 - ・福井地裁が大飯3、4号機の運転差し止め判決
 - 11月27日
 - ・大津地裁が高浜3、4号機と大飯3、4号機の運転差し止めを求めた仮処分申し立てを却下
 - 12月5日
 - ・本県の住民ら9人が高浜3、4号機と大飯3、4号機の再稼働差し止めを求める仮処分を福井地裁に申し立て
 - 15年1月28日
 - ・仮処分第1回審尋
 - 2月12日
 - ・高浜3、4号機が規制委の安全審査に事実上合格
 - 3月11日
 - ・仮処分第2回審尋。高浜原発について分離し審尋を終結。福井地裁が早期決定の方針を示す。関電側が担当裁判官の忌避を申し立て
 - 13日
 - ・福井地裁が忌避を却下
 - 20日
 - ・高浜町会が再稼働に同意。関電側が名古屋高裁金沢支部に忌避の即時抗告
 - 4月9日
 - ・名古屋高裁金沢支部が即時抗告を棄却
 - 14日
 - ・福井地裁が再稼働を認めない仮処分決定